

えのき会 虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

えのき会では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本方針を策定し、全ての職員は本方針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれがある行為を加えること。また、正当な理由がなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者においせつな行為をすること。又は利用者においせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止に係わる検討委員会の設置

(1) えのき会は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長はえのき会各事業管理者のなかから互選する。

(3) 委員会の委員は、管理者、看護師、生活支援員とする。

(4) 委員会は、年2回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

①虐待防止検討委員会及び事業所内の虐待に関連する組織に関すること。

②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③職員の人権意識を高めるための研修の内容に関すること。

④虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること。

⑤虐待が発生した場合の、その対応に関すること。

⑥虐待の発生原因等の分析と再発防止策に関すること。

⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する権利擁護及び障害者虐待防止のための研修は、基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者ご家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとする。

(2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につながるよう努める。

(3) 事業所内で虐待が疑われる場合は、担当者又は上席者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの経緯は、時系列で概要を整理し記録する。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の窓口等外部機関に相談する。

(5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(6) 必要に応じ、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 相談受付後の対応は、「6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとする。

(4) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びそのご家族をはじめ、外部の方に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所に備え付けることとする。また、法人ホームページにも公開する。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質向上を目指すように努める。

附則

この指針は、2022年6月24日より施行する。